

平成 30 年 春の全国交通安全運動 沖縄県実施要綱

第 1 目 的

本運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

第 2 期 間

1 運動期間

平成 30 年 4 月 6 日（金）から 15 日（日）までの 10 日間

2 交通事故死ゼロを目指す日

平成 30 年 4 月 10 日（火）

第 3 主 唱

沖縄県交通安全推進協議会

第 4 推進機関・団体等

別紙 1 「沖縄県交通安全推進協議会推進機関・団体」（以下「推進機関・団体」という。）のとおり。

第 5 運動のスローガン

「よくみせて ちいさなきみの おおきなて」

第 6 運動重点

1 全国重点

- (1) 子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
- (2) 自転車の安全利用の推進
- (3) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- (4) 飲酒運転の根絶

【趣旨】全国重点を 4 点とする趣旨は以下のとおりである。

- (1) 次代を担う子供のかげがえのない命を社会全体で交通事故から守ることが重要であるにもかかわらず、依然として道路において子供が危険にさらされていること、特に、新年度になり、入学や進級を迎える 4 月以降に小学生の歩行中・自転車乗用中の交通事故が増加する傾向にあること、また、高齢者の交通事故死者数が、交通事故死者数全体の半数以上を占め、その減少が強く求められていること、高齢運転者による重大交通事故が発生していること
- (2) 自転車は、身近な交通手段であるが、自転車側に法令違反がある重大な交通事故が後を絶たないことから、自転車利用者に対する交通ルール・マナーの周知徹底が

必要であること

- (3) 自動車乗車中における後部座席シートベルトの着用率やチャイルドシートの使用率がいまだ低調であること
- (4) 重大事故の原因となる飲酒運転による悲惨な交通事故が依然として後を絶たないこと

2 地域重点

二輪車の交通事故防止（無謀な運転の防止・マナーアップの推進）

第 7 全国重点に関する主な推進項目

以下のとおり各重点ごとにそれぞれ掲げる項目を中心に、参加・体験・実践型の交通安全教育や広報啓発活動、街頭での交通安全指導や保護・誘導活動を実施する。

1 子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止

(1) 幼児・児童の交通事故防止のための実施内容

- ア 通学路等における幼児・児童の安全の確保
- イ 安全に道路を通行することについての日常生活における保護者から幼児・児童への教育の促進

(2) 高齢者の交通事故防止のための実施内容

- ア 高齢者による自身の身体機能の変化に対する的確な認識とこれに基づく安全行動の促進
- イ 高齢歩行者の死亡事故の特徴（走行車両の直前直後横断等の法令違反が多いなど）等を踏まえた交通安全教育等の実施

(3) 高齢運転者の交通事故防止のための実施内容

- ア 高齢運転者に対する加齢等に伴う身体機能の変化（例えば、認知機能の低下、疾患による視野障害の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰え）が交通行動に及ぼす影響などの安全教育及び広報啓発
- イ 自動ブレーキ及びペダル踏み間違い時加速抑制装置の搭載されたセーフティ・サポートカー S（略称：サポカー S）の普及啓発
- ウ 運転免許証の自主返納制度、返納者への支援措置及び運転適性相談窓口の積極的な周知等による自主返納等の促進
- エ 70 歳以上の運転者に対する高齢者マークの使用促進、高齢者マークを表示している自動車への保護義務の周知徹底
- オ 改正道路交通法に係る認知機能検査や高齢者講習等の高齢運転者対策の周知徹底
- カ 高齢者の運転に関する家庭内での話合いの促進

(4) 共通項目

- ア 反射材用品等の着用の促進
- イ 夕暮れ時における自動車の前照灯の早めの点灯の励行

- ウ 夜間の対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用の励行
- エ 子供、高齢者、障害者等に対する思いやりのある運転の促進
- オ 運転中のスマートフォン等の操作等の禁止の徹底

2 自転車の安全利用の推進

- (1) 「自転車安全利用五則」を活用した自転車の通行ルール、前照灯の点灯、交差点での信号遵守と一時停止・安全確認等の交通ルール・マナーの周知徹底
- (2) 二人乗り、並進、飲酒運転の禁止の徹底と、傘差し、スマートフォン等使用、イヤホン使用等の危険性の周知徹底
- (3) 幼児・児童の乗車用ヘルメット着用の徹底と、高齢者や中学・高校生等の自転車利用者に対するヘルメットの着用の促進
- (4) 幼児を幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用と、幼児二人同乗用自転車の安全利用の促進
- (5) 自転車通行空間が整備された箇所における通行ルールの周知徹底
- (6) 自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入の促進

3 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

- (1) 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトとチャイルドシートの着用義務の周知徹底
- (2) シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の必要性・効果に関する理解の促進
- (3) シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシート本体の確実な取付け方法及びハーネス（肩ベルト）の締付け方等、正しい使用方法の周知徹底
- (4) 高速乗合バス及び貸切バス等の事業者に対し、全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の強化

4 飲酒運転の根絶

- (1) 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等を通じた、飲酒運転を絶対に許さない環境づくりの促進
- (2) 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底及びハンドルキーパー運動の促進
- (3) 飲酒運転の悪質性・危険性を理解させるなど、飲酒運転をさせない運転者教育の推進
- (4) 自動車運送事業者による点呼時におけるアルコール検知器の使用等、飲酒運転の根絶に向けた取組の実施

第8 地域重点に関する主な推進項目

平成 29 年中の二輪車乗車中の死者数は 24 人で、全死者数（44 人）の 54.5%と半数以上占め、平成 28 年（死者数 15 人）に比べ大幅に増加していることから、二輪車の安全利用を促進し、二輪車利用者の無謀な運転を防止し、交通安全意識の高揚（マナー

アップ）を図るため、次の項目を推進する。

1 二輪車の交通事故防止（無謀な運転の防止・マナーアップの推進）

- (1) 交差点における一時停止、安全確認の徹底
- (2) 運転技術の過信や慢心による速度超過や車間距離不保持等、無謀な運転に対する注意喚起
- (3) 渋滞時のすり抜け、路肩走行、無理な追い越しや車線変更、走行中の携帯電話使用等の危険性についての周知徹底
- (4) 適正なヘルメット着用（あごひもの装着等）の徹底とプロテクター装着の促進
- (5) 二輪車の点検整備など適正な保守管理の促進
- (6) 二輪車安全運転 5 則（各種運動のローガン・別添参照）の徹底
- (7) 家庭・地域ぐるみによる暴走族三ない運動（暴走行為をしない、させない、見に行かない）の徹底

第9 運動の実施要領

運動の実施に当たっては、交通事故により、いまだ多くの人々が犠牲になり、あるいは心身に損傷を負っている厳しい交通事故情勢が県民に正しく理解・認識され、前記第 6～第 8 に掲げた運動重点及び推進項目の趣旨（以下「本運動の趣旨」という。）が県民各層に定着して、県民一人一人が交通ルールを守り、相手に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って交通マナーを実践するなど交通事故の防止に寄与するよう、以下の要領に従い効果的に運動を展開するものとする。

その際、交通事故被害者等の視点に配慮するとともに、交通事故犠牲者に対する哀悼の意を表するものとする。

さらに、交通安全に対する県民の更なる意識の向上を図り、県民一人一人が交通事故に注意して行動することにより、交通事故の発生を抑止することを目的とした「交通事故死ゼロを目指す日」を実施する。

第10 運動の実施事項

1 運転者の実施事項

- (1) 飲酒運転の危険・反社会性を十分認識し、「少しの距離だから、これくらいの量なら大丈夫」等という気持ちを捨て、飲酒運転は絶対にしないとの強い信念を持つこと。（事故を起こしたときの代償が大きいことの認識）
また、翌日に自動車を運転する予定がある場合には、適量飲酒に努める。（二日酔い運転の防止）
- (2) 無謀運転、暴走行為の反社会性を自覚し、正しい交通マナーを実践することにより人に優しい運転を心がける。
- (3) 「高齢運転者標識（高齢運転者マーク）」を付けた車両や高齢歩行者の保護に徹した「高齢者への思いやり」を基調とした安全運転を励行する。

- (4) 高齢運転者は、参加・体験・実践型等の交通安全教育や運転適性診断を積極的に受けるとともに、加齢に伴う自分自身の身体機能の変化を意識し、運転適応能力に応じたゆとりのある運転を励行する。
- (5) 歩行者や対向車に自車の接近を知らせるために「見せること、見られること」の「早めのライト点灯」を励行する。
- (6) 対向車や先行車がない状況においては、走行用前照灯（いわゆるハイビーム）の使用を心がけ、夜間の交通事故防止に努める。
- (7) 走行中の車間距離に注意し、優先妨害、割り込み等の事故を常に意識して運転に臨む。
- (8) 運転中のスマートフォン操作等、いわゆる「ながら運転」をしない。
- (9) シートベルトを自ら正しく着用するとともに、助手席同乗者だけでなく、後部座席同乗者にも正しく着用させる。
- (10) 幼児・児童を同乗させる場合は、子供の体格に合ったチャイルドシート等を正しく装着させる。

2 地域・家庭における実施事項

- (1) 速度超過等無謀運転や飲酒運転の危険・迷惑性・反社会性、事故の及ぼす影響の大きさについて家族で話し合い、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付ける。
- (2) 自動車(二輪車)で出かける際は、速度超過等無謀運転や飲酒運転を絶対にしないよう、また、シートベルト・チャイルドシート、二輪車はヘルメットを着用するよう、家族、友人等の同行者がお互いに声かけを励行する。
- (3) 各種行事を通じて、飲酒運転、無謀運転等の危険・迷惑・反社会性や、事故を起こしたときの責任の重大性について認識させ、飲酒運転・無謀運転等を許さない気運の醸成を図る。
- (4) 地域で行う会合等で交通事故被害者の声、体験を生かした啓発活動を推進し、飲酒運転・無謀運転等の追放気運の醸成を図る。
- (5) 各種行事・会合や家庭向け広報媒体（回覧板、チラシ）を活用し、早めのライト点灯と反射材の必要性についての啓発に努める。
- (6) 高齢者に接するあらゆる機会を利用して、交通安全思想の普及に努めるとともに、高齢者と暮らす家族の役割の重要性を理解し、家庭における交通安全教育を実践するほか、外出時の声かけなどに努める。
- (7) 家族ぐるみで交通安全講習会へ積極的に参加するなど、飲酒運転の危険性、歩行時の事故状況、交差点事故状況等をよく理解し、交通安全について家族ぐるみで配意する。
- (8) 運転中・歩行中のスマートフォン操作等、いわゆる「ながら運転」、「歩きスマホ」について、危険性を認識する。

3 職場における実施事項

- (1) 事業所等において、交通安全講習会等を開催する際は、高齢者を交通事故から守

る意識の高揚を図る。

- (2) 事業所等において、高齢運転者の健康増進を図るとともに、高齢運転者に対しては、運転適性診断等の一層の活用を努め、交通事故防止を図る。
- (3) 事業所等の管理者は、朝礼、日常点検等の機会をとらえ、従業員に対しシートベルト及びチャイルドシートの正しい着用について繰り返し指導し、事業所総ぐるみで着用の習慣付けを図るとともに、社内広報紙（誌）等を活用し啓発に努める。
- (4) あらゆる機会を利用し、早めのライト点灯の効果、必要性について啓発し、職場ぐるみで、「早めのライト点灯」の環境作りに努める。
- (5) 朝礼や会議等の人が集まるときに、飲酒運転の悪質性、危険性及び反社会性を各人に認識させ、自らの職場から飲酒運転者を絶対に出さない等飲酒運転の追放気運醸成を図る。
- (6) 対向車や先行車がない状況においては、走行用前照灯（いわゆるハイビーム）の使用を心がけ、夜間の交通事故防止に努めるよう周知を図る。
- (7) 運転中・歩行中のスマートフォン操作等、いわゆる「ながら運転」、「歩きスマホ」について、危険性の周知を図る。

4 推進機関・団体における実施事項

別紙2「推進機関・団体の実施事項」のとおり。